

## 杉野川漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、杉野川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、あまご及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
友 釣 り	1 本
引 掛 け	1 本
竿 釣 り	1 本
流 し 針	50本以内
竹 筒	20本以内

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	友釣り 引掛け	左記漁具解禁日から9月30日まで
いわな	竿釣り	左記漁具解禁日から9月30日まで
あまご	竿釣り	左記漁具解禁日から9月30日まで
うなぎ	流し針・竹筒	左記漁具解禁日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売者宅に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	12センチメートル以下
あまご	12センチメートル以下
うなぎ	35センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

令和5年9月1日から9月30日まで

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	友釣り 引掛け	年券 期間中	6,500円
		日券 解禁日	2,800円
		その後7日間	2,000円
		その後9月30日まで	1,500円
いわな あまご	竿釣り	年券 期間中	6,000円
		日券 期間中	2,000円
うなぎ	流し針 竹筒	年券 期間中	6,000円
		日券 解禁日	2,000円
		その後7日間	1,500円
		その後9月30日まで	800円

令和5年10月1日から

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	友釣り	年券 期間中	6,500円
	引掛け	日券 期間中	2,000円
いわな あまご	竿釣り	年券 期間中	6,000円
		日券 期間中	2,000円
うなぎ	流し針	年券 期間中	6,000円
	竹筒	日券 期間中	2,000円

2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に1,000円を加算した額とする。

名称	住所	電話番号
杉野川漁業協同組合事務所 組合事務所の掲示板に掲げる場所	長浜市木之本町杉本919-1	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、法令に基づいて免許官庁から制限または禁止された事項は遵守しなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 6 遊漁者は、組合の定める事項について遵守しなければならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和5年9月1日から施行する。